

第7回 プラットフォームエコノミクス研究会 議事要旨

日時：令和4年1月18日（火）9時00分～11時00分
場所：オンライン開催

出席者

メンバー：依田委員、市橋委員、大木委員、黒田委員、佐藤委員、善如委員、土居委員
ゲスト：佐藤 進氏（一橋大学経済研究所 講師）
小野寺萌氏（株式会社野村総合研究所（NRI）ICTメディアコンサルティング部
副主任コンサルタント）
只腰千真氏（同 コンサルタント）
オブザーバー：関係省庁

議事概要

1. 論文“Dual Role Platforms and Search Order Distortion”の報告

- 一橋大学の佐藤氏より、上記論文についての報告が行われた後、意見交換が行われた。
 - ✓ 本稿では、マーケットプレイスの運営者でありながら商品を販売するという二面性を持つプラットフォームが、検索結果の順位表示における自己優遇を行った場合の消費者余剰の変化について、モデルを用いた分析を行った。
 - ✓ 今回の条件下では、プラットフォームによる検索の自己優遇を無条件に禁止する「中立性規制」は、消費者にとって最善の政策にならない可能性がある一方で、プラットフォームと販売事業者が金銭的に均衡に分離されることを要求する「垂直分離」は中立性規制よりも有効であるという結論が導かれた。しかし、垂直分離には今回のモデルで扱われていない様々な非効率性がありうる点に留意する必要がある。また、今回のモデルでは2者間競争が想定されているが、販売事業者や商品の数が増えた場合は、自己優遇を禁止することが正当化され得るという結果になる。
 - ✓ 実際の政策の実施にあたっては、現実的な状況を十分踏まえることが求められる。

2. ランキング表示に係る開示について

- NRI 小野寺氏・只腰氏より、EU の P2B 規則 5 条のランキング透明性要件についてのガイドライン及び P2B 規則インパクトアセスメントについての説明が行われ、続いて、経済産業省角田法令専門官より、我が国の透明化法に基づく開示義務についての説明が行われた。
- 説明後、以下のような意見交換が行われた。
 - ✓ EU のガイドラインに記載された「パラメータ」には、広範な項目が含まれており、やや曖昧な概念であるという印象を受ける。具体的に何を開示すべきかが明確に示されないと、プラットフォーム事業者から開示される情報も曖昧になってしまう可能性がある。
(注)P2B 規則第 5 条では、「ランキングを決める主な変数と、その変数が重要である根拠を、事業者との契約条項に記載しなくてはならない」と規定されている。
 - ✓ EU のガイドライン中のベストプラクティスとして、ランキング表示に用いられるパラメータの重みづけが開示されているのかどうか、確認が必要である。
 - ✓ パラメータの重みづけを詳細に示すことは困難であったとしても、変数の重要度やランキング表示のアルゴリズムに恣意性がないことを示すことが重要である。
 - ✓ 法律により、プラットフォーム事業者がランキング表示に用いるパラメータが開示され、より精度の高いリバーシエンジニアリングが可能となった場合に、プラットフォーム上の販売事業者間の競争が促進されるのか、それとも緩和されるのかについては、現時点では不透明であるという印象を持っている。
 - ✓ プラットフォーム事業者が販売事業者向けに提供している有料サービスを利用している場合のランキング表示への影響の有無に関しても開示が期待される。

お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室
電話：03-3501-0397
FAX：03-3501-6639